

予算決算委員会民生教育分科会会議録

招 集

令和2年6月11日（木）議場

出席委員（7名）

（分科会長）国 頭 靖 （副分科会長）伊 藤 ひろえ
石 橋 佳 枝 岩 崎 康 朗 岡 田 啓 介 土 光 均
矢田貝 香 織

欠席委員（1名）

門 脇 一 男

説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

【福祉保健部】景山部長

[障がい者支援課] 仲田次長兼障がい者支援課長

【こども未来局】湯澤局長

[子育て支援課] 池口課長

【教育委員会事務局】松田局長兼教育総務課長

[学校教育課] 西村課長

[生涯学習課] 木下課長

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 先灘調整官 安東主任

傍 聴 者

安達議員 稲田議員 今城議員 遠藤議員 岡村議員 奥岩議員 尾沢議員
田村議員 戸田議員 中田議員 西川議員 前原議員 又野議員 三嶋議員
矢倉議員 渡辺議員

審査事件

議案第56号 専決処分について（令和2年度米子市一般会計補正予算（補正第3回）
のうち当分科会所管部分

議案第57号 令和2年度米子市一般会計補正予算（補正第4回）のうち当分科会所管
部分

~~~~~

### 午前11時04分 開会

○国頭分科会長 予算決算委員会民生教育分科会を開会いたします。

本日は、先ほどの本会議で予算決算委員会に付託されました議案のうち、当分科会の審査担当とされました議案2件について審査いたします。

初めに、議案第56号、専決処分について（令和2年度米子市一般会計補正予算（補正第3回）のうち福祉保健部所管部分を議題といたします。

当局の説明を求めます。

景山福祉保健部長。

**○景山福祉保健部長** 議案第56号、専決処分について（令和2年度米子市一般会計補正予算（補正第3回））のうち福祉保健部所管部分につきまして御説明申し上げます。

まず、ホームページ掲載の歳出予算の事業の概要を御覧くださいませ。その1ページをお開きください。まず、1ページ下の段の子ども食堂等活動支援事業といたしまして、100万円を計上しております。これは、米子ロータリークラブ様からの御寄附を活用いたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて活動が困難となっている子ども食堂等の再開に向けて必要な感染症予防物品を支援するものでございます。

次に、2ページの上の段を御覧ください。障がい福祉サービス事業所等支援事業といたしまして、500万円を増額いたしております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で企業からの受注が減少した就労系のサービス事業所に対しまして、引き続き優先調達により作業の発注を行い、障がいのある方の社会参加と経済面での支援を行うものでございます。なお、調達の内容につきましては、市のノベルティグッズの作成や梱包、また御寄附をいただきましたサージカルマスクの個包装などを考えております。

次に、その下の段の児童扶養手当受給者に対する支援給付金事業といたしましては、5,500万円を計上いたしております。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う就業環境の変化による影響を受けやすい独り親等に対する緊急的な支援といたしまして本市独自で、1世帯当たり3万円の支援給付金を支給するものでございます。説明は以上でございます。

**○国頭分科会長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御質疑、御意見をお願いいたします。

石橋委員。

**○石橋委員** 障がい者福祉サービス事業所支援金ですけれど、これは、対象は何事業所になるのでしょうか。

**○国頭分科会長** 仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長お願いします。

**○仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長** 米子市内には、現在、就労継続B型事業所が33事業所ございますので、その33事業所に対して、意向をお伺いしながら発注してまいりたいと思っております。

**○国頭分科会長** 石橋委員。

**○石橋委員** 作業所の状況もいろいろだと思いますので、状況を聞きながら、希望を聞きながらということは分かりますが、これが受注できないような作業所に対する支援策とかいうのは、お考えはないのでしょうか。

**○国頭分科会長** 仲田次長。

**○仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長** 作業所の状況はいろいろだというふう聞いておまして、現在、県がその作業所の売上げ等についての調査等も行っておられるということを聞いております。そういった状況を踏まえて、また何か必要があれば考えてまいりたいと思っております。

**○国頭分科会長** いいですか。

**○石橋委員** はい。

○**国頭分科会長** ほかにありませんか。

土光委員。

○**土光委員** 事業名で、子ども食堂等活動支援事業に関してお伺いします。これは、子ども食堂等へのコロナの感染予防に関しての必要な感染予防物品を支援するということですが、まず、この対象になるこの子ども食堂等というのは、どこにというか、どこになりますか、どこというか、どこになりますか。具体的な名前までいいです。

○**国頭分科会長** 池口子育て支援課長。

○**池口子育て支援課長** 市内に今11か所、子ども食堂、様々な形で実施していらっしゃるかと聞いております。

○**国頭分科会長** 土光委員。

○**土光委員** 米子市のホームページで、市内のこの子ども食堂ということで活動しているというか、そういった一覧があって、それが11か所。その部分だと、その部分を先ほど言ったのだと思いますけど、この11か所だけなんですか。

○**国頭分科会長** 池口課長。

○**池口子育て支援課長** 今、市のほうで活動していらっしゃるというふうに伺っている事業所は11か所でございますけれども、このほかにも子ども食堂の事業を実施されるという事業所がありましたら、お話を伺っていきたいというふうに考えております。

○**国頭分科会長** 土光委員。

○**土光委員** 実は事前にお伺いしたときに、今、ホームページで公表しているのが11か所、その他、今掲載はしていないけど、新規ということで2か所というふうに私は聞いていて、事実は13か所、ここへの支援の事業だというふうに聞いているのですが、そう理解していいですか。

○**国頭分科会長** 池口課長。

○**池口子育て支援課長** 現在活動していらっしゃる子ども食堂に対する支援というふうに考えておりますので、新規の事業所については活動開催時期についても伺いながら対応していきたいというふうに考えております。

○**国頭分科会長** 土光委員。

○**土光委員** ちょっと事前に聞いていたことと微妙に違うので確認をしています。例えば、一般に子ども食堂というふうによく言われていますけど、それぞれ活動の仕方は、例えば子どもがメインとか、必ずしも子どもがメインではなくて、地域の人たち、例えばむしろお年寄りが多く通ってくる、そういったちょっと幅広いことがあると思うんで、だから子ども食堂という明確な定義はなかなか難しい、ないと思うんですけど、だからこの事業でこういった対象になるところは、やはりどこかというのははっきりしていないと、この事業やる時になかなか実施のときに、そこは曖昧では駄目ではないかと思ったので聞いているのですが、事前には、その今公表している11か所と、事実上2か所新規でやっているから、13か所が事前にその対象になるというふうに聞いていたのですが、必ずしもそうではなくて、状況に応じて判断するというふうなことなんですか。

○**国頭分科会長** 湯澤こども未来局長。

○**湯澤こども未来局長** 現在、ホームページのほうに11か所ということで掲載させていただいております。ただ、今開設を考えておられる事業所というのも数件あるというふう

に伺っております。今現在、実際に開設していらっしゃる件数というのが正確にはちょっと把握ができてないんですけども、この事業、実際にここで御審議いただきまして、予算を頂くということになりましたら、基本的にはいろんな形で子ども食堂というのは実施しておられます。学習支援をメインにしていらっしゃる場合もありますし、地域の方、それから親子でという形で開催していらっしゃいます。いろいろな形ですけども、全てを包括的に子ども食堂ということで捉えたいというふうには思っておりますので、そういう活動を支援するものというふうに考えております。

現在、市のほうでは連絡会と称する子ども食堂さん、今実際に把握できている子ども食堂さんの連絡会というのを開催、事務局というわけではないんですけども、皆さんの御意見を頂く会ということで開かせていただいております。そういったところでいろんな御意見を伺って、この必要な物品を支援させていただこうということで、この予算を計上させていただいているところでございます。

**○国頭分科会長** 景山福祉保健部長。

**○景山福祉保健部長** 今回のこの予算についてでございますが、概要のほうにも記載しておりますとおり、今回の感染症の影響を受けまして、再開が困難になっておられる子ども食堂等に対して支援申し上げるといった予算でございますので、現在開設しておられる11か所に対してでございます。

今、局長、課長のほうから説明もございました、今後について開設を考えておられるところにつきましては、また必要に応じて考えてまいりたいと思っております。

**○国頭分科会長** 土光委員。

**○土光委員** 一応、分かりました。この事業概要で活動再開に向けての必要なものということですから、一応この事業というのは、これまで子ども食堂、何らかの形で活動していて、今回のコロナの状況で一旦休止とか、なかなか再開をするのに困難、再開しづらいところに支援をするという、そういった趣旨の事業だというふうに理解しました。

それから、支援の仕方なのですが、今先ほど答弁の中にもありましたけど、これ当然何か所かの子ども食堂で、それぞれ状況とか、例えば再開するために何が必要かというのは、それぞれ状況が違うので、必要なものも私は必ずしも一律なものにはならないというふうに思っています。一応11か所と言われたんですけど、それぞれが予算のことはもちろんありますけど、再開するためにどういったものが必要になるかという、そういった必要性の把握とかいうのは、どういうふうに把握してこの事業を実施される予定ですか。

**○国頭分科会長** 池口課長。

**○池口子育て支援課長** 御寄附いただいたこの団体からは、コロナ対策、コロナの予防に必要な物品、コロナ予防に必要な事業に役立ててほしいというふうに伺っております。

市のほうで、ある程度こういうものが必要ではないかっていうことをリストアップして提示したいと思っておりますけれども、委員のおっしゃるように、個々の御事情もあるというふうに考えておりますので、それは御意見を伺いながら、どういう物品を支給するかということは決めていきたいというふうに考えております。

**○国頭分科会長** 土光委員。

**○土光委員** それから、この支援というのは物品の購入費、つまりこれ全額を出すというふうに読めるのですが、この支援の仕方でも再開するために、例えばこういう物品、こうい

うものが必要だという、そういった要望は多分あるのだろうと思います。ここで一つ例を挙げている非接触式体温計とか、こういうのがあれば感染予防に役に立つというか。ただ、例えば必ずしも物品、物ではなくて、例えば再開するためには、ちょっと今子ども食堂やってるとこの、例えば風通しをよくするためにちょっとこういった構造に変えたいとか、要は工事を要するような、そういった要望も現場ではあり得るのではないかと思いますけど、この事業はそういったのは含まなくて物品の購入を全額、感染予防に役に立つ物品の要望の全額の補助、全額支給というか、そういった事業だというふうに理解すればいいのでしょうか。

○国頭分科会長 池口課長。

○池口子育て支援課長 このたびの事業につきましては、委員のおっしゃるとおり予防に役立つ物品を支給するというやり方を考えております。

○国頭分科会長 土光委員。

○土光委員 分かりました。

それからもう一つ、児童扶養手当受給者に対する支援給付金事業、これはまず対象者が5月分の児童扶養手当受給者ということで、その対象者に対して3万円を支給する。これ、支給はいつになる予定なのですか。

○国頭分科会長 池口課長。

○池口子育て支援課長 6月の19日の支給を予定をしております。

○国頭分科会長 土光委員。

○土光委員 すみません、失礼しました。ちゃんと書いてありました。

それから、対象者ですけど、これ児童扶養手当の受給者、これ要は独り親の家庭に対する一つの支援ということになりますけど、これ独り親家庭であれば、全てではなくて、所得制限等がありますよね、受給者に関しては、ちょっとまずそれを確認して、そうですよね。

○国頭分科会長 池口課長。

○池口子育て支援課長 はい、所得制限もございます。

○国頭分科会長 土光委員。

○土光委員 それを前提で聞きますが、対象者が5月分の児童扶養手当受給者、だからこの5月分を受給しているのは、ある時期に独り親家庭で所得制限内、所得制限の中でということで決定されていると思います。これ、いつの所得で受給が決まっているのですか、大体。例えば前年度の収入とか、どういうふうな決まり方をしているのですか。

○国頭分科会長 池口課長。

○池口子育て支援課長 前年度の所得で判定をしております。

○国頭分科会長 土光委員。

○土光委員 だから、これはこれでこの事業やればいいと思います。ただ、例えば今回のコロナの、これは今年になって、2月、3月、4月、いろんな状況があって仕事がなくなった、そういった状況が、それは今年になってきてますよね。だから、独り親家庭で、前年度はそれなりの収入があって、所得制限から受給対象にはならなかったけど、そういう人たちも実際に、今年になって仕事がなくなったとか、今年になって収入が減ったという、そういった家庭は多く、それなりにあるのではないかと思います。

この、こういった支給の対象にすると、そういった方は今回のこの3万円支給から漏れると思うのですが、事実としてはそうなりますよね。質問です。

**○国頭分科会長** 質問ですか。

池口課長。

**○池口子育て支援課長** おっしゃるとおり、収入が増える場合もありますし、減る場合もあるというふうに考えております。

**○国頭分科会長** 土光委員。

**○土光委員** だから、今回のこの趣旨というのは、特に独り親家庭で、今回のコロナのいろんな状況でしわ寄せが特に来るところということで、この事業だと思います。じゃあ、それはそれでこの事業の目的、意味は私も賛同します。ただ、そういった事情で今年になって収入が減った、激減した、なくなったという独り親家庭はこの事業の対象から漏れることになる、漏れると私は思うんですけど、だから、こういった事業、これはこれでやればいいと思いますけど、それをこういった考え方で今後事業を展開するときに、そういったところにも対象となるようなものは今後必要ではないかなと思うんですけど、いかがですか。

**○国頭分科会長** どうでしょうか、答えられますか。

伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 私のほうからお答えいたします。議員おっしゃるとおりであります。私も制度を詳細に承知しているわけですが、ただ、独り親家庭のかなりの部分が児童扶養手当を受給しておられるという状況だというふうに、逆に言いますと承知しております。もちろん、相当の所得があつて児童扶養手当の支給対象から外れておられる独り親家庭の方もいらっしゃいますけども、かなりのカバー率といえますでしょうか、支給割合になっているというふうに承知しています。

したがって、確かに以前はかなりの所得があつただけど、今回の経済変動等で落ちたという方について、何らかの対策が必要だというような状況、まだこれ十分把握できておりませんが、そういったことがあれば今後の対策を考える中で、必要に応じて考えてまいりたいと思います。以上です。

**○国頭分科会長** 土光委員。

**○土光委員** というのは、ちょっと私も米子市のそういった状況、具体的にきちんと知ってるわけじゃないので言えないんですけど、一般論として、例えば、国もこれにほぼ同じような、独り親家庭の給付事業やるということで、これは実際の受給が8月になると、そういったニュースありました。そのときにその国の事業に対して、独り親家庭の支援団体というか、団体というか、それが国に対して要望で、やっぱり所得制限とか云々で、昨年度の所得で決まるので、本当に今年困っている人が漏れているケースがあるというか、そういった要望とかをしている例があつたので、米子市にもひょっとしたらそんな可能性がないかな、もしあるんだつたら実情に応じて、今後ということで、そういったところにも手が届くような事業を今後期待します。

**○国頭分科会長** 要望ということで。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**国頭分科会長** なしでいいですか。ほかにありませんので、予算決算委員会民生教育分科会を暫時休憩いたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

**午前 11 時 26 分 休憩**

**午前 11 時 27 分 再開**

○**国頭分科会長** それでは、予算決算委員会民生教育分科会を再開いたします。

次に、議案第 56 号、専決処分について（令和 2 年度米子市一般会計補正予算（補正第 3 回））のうちの教育委員会所管部分を議題といたします。

当局の説明を求めます。

松田教育委員会事務局長。

○**松田教育委員会事務局長** 議案第 56 号、専決処分について（令和 2 年度米子市一般会計補正予算（補正第 3 回））のうちの教育委員会所管部分につきまして御説明させていただきます。

歳出予算事業の概要で御説明させていただきます。それでは、事業の概要の 3 ページをお開きくださいませ。下の段、事務局事務費（教育総務課）でございますが、今後の学校教育活動を継続するため、学校施設内での感染症防止対策といたしまして、必要な物品を購入するものでございます。

内容といたしましては、教室、体育館等の器具消毒用物品として、アルコール消毒液等を配置するものでございます。なお、5 月 27 日付で専決処分がなされたところでございますが、その後、同月 29 日の経済産業省の発表等から、次亜塩素酸水噴霧器の使用については慎重を期すことが妥当であると考え、購入を中止する決定をしたところでございます。併せて、当該予算につきましては、減額補正の対応を考えているところでございます。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○**国頭分科会長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見ををお願いいたします。

土光委員。

○**土光委員** この事業について、今の説明でもありましたが、これ事業費が 1,300 万の事業費で、ただし当初は次亜塩素酸水噴霧器を小・中学校の全ての教室に購入という前提で多分この額だったと思います。いろいろ経緯があつてそれは中止をするということで、これ減額補正をするというふうに一応聞いています。これ実際、今回のこの予算で減額補正、具体的にどうなるんですか。実際に執行するのはどのぐらいの額で、どういう使い方になるのでしょうか。

○**国頭分科会長** 松田事務局長。

○**松田教育委員会事務局長** これに代わりまするアルコール消毒液を考えておりまして、そこに要する経費をここから、1,292 万 3,000 円という備品購入費のところでございますが、そこからアルコール消毒液を購入させていただきまして、残りの部分を不執行にいたしまして減額補正というようなことを考えておるところでございます。

○**国頭分科会長** 土光委員。

○**土光委員** その辺を具体的に聞いています。一応、今、アルコール消毒液と言ったけど、ここの説明ではキッチンペーパーとかスプレーボトルとか、多分それは購入、執行するの

ですよね。この次亜塩素酸水の購入を中止したことによって、この中の幾らが不執行になるんですか。これは決まってるはずだと思いますが。

○国頭分科会長 松田事務局長。

○松田教育委員会事務局長 各小・中学校にアルコールを置くように考えておるところでございまして、詳しい本数については、今のところまだ決定を見ておらないところですけども、児童生徒に十分に行き渡るようにしようとは考えておるところでございまして。

○国頭分科会長 土光委員。

○土光委員 私の聞いているのは、もともとこの1,300万円余りの事業費は、次亜塩素酸水噴霧器を小・中学校全教室に購入するという前提での額ですよね。それは中止をした。だから、幾ら、つまりこの中でその部分幾らかあったと思います。幾らの額が中止になるというふうになるのですかと聞いているんです。

○国頭分科会長 いいですか、松田事務局長。

○松田教育委員会事務局長 今のところですけども、800万程度減額補正をするように考えておるところでございまして。

○国頭分科会長 土光委員。

○土光委員 800万ですか。そうすると、1,300万のうち800万はそういった中止で減額、そうすると残りの500万は執行する、そういったこれ内容の、今提案している内容になるということですか。

○国頭分科会長 松田事務局長。

○松田教育委員会事務局長 はい、そのとおりでございまして。

○国頭分科会長 土光委員。

○土光委員 いや、これ私、事前にこれ専決処分で購入するという前提でのときのいろいろ説明を受けて、そのときに、この次亜塩素酸水噴霧器、この中の額の幾らに相当するののかというのは担当課にお聞きしたことがあります。そのときは800万ではなくて、もう具体的に、例えば、もう小・中学校全教室だから、台数は534台、1台の単価が2万4,200円というふうに明確に説明していただいて、だからこれ単純に計算すると、1,292万2,800円。だからほぼ1,300万ぐらいというふうに聞いているのですが、今のと全然話が違いますけど、どちらが正しいんですか。

○国頭分科会長 松田事務局長。

○松田教育委員会事務局長 噴霧器自体の金額につきましては委員のおっしゃるとおりでございまして。その後、それに代わる物としてアルコール消毒液を購入しようと考えておりました、それを差し引いたもので800万程度ということを減額補正しようというふうに考えておるところでございまして。

○国頭分科会長 土光委員。

○土光委員 ということは、もともと1,290万の次亜塩素酸水噴霧器を購入しようとして、それを中止した。だから、そのままそれがなしになるんだとしたら、1,290万の減額になると私は思ったのですが、その代わりにアルコール消毒液を購入する。だから、実質の減額は800万程度になる。そうすると、その差額約500万になりますけど、アルコール消毒液を500万円分購入するという内容ですか、これは。

○国頭分科会長 松田事務局長。



**○松田教育委員会事務局長** 今のところの考えでございまして、まだ財政当局とも詳しくそこを話を詰めておりませんので、今のところ、こちら教育委員会側の考えということで、今検討しておるところでございます。

**○国頭分科会長** 土光委員。

**○土光委員** いや、これ考えというか、もう予算の執行、専決処分だからもう執行に決まってるんだけど、そういった方針を聞いてるわけじゃないです。今、この次亜塩素酸水に関して、単価とか台数で総額が約1,300万になる、これはそのとおりだと言われましたので、今日の説明では特になかったのですが、1週間前の全員協議会でのこの議案説明で、専決処分ではこの額でやったけど、事情によって次亜塩素酸水、これは購入を中止したのでその分、その分は減額補正をするというふうな説明がありました。当然その説明だと、この次亜塩素酸水噴霧器分で予定してた額、約1,300万、これが減額補正されるものだと私は理解してたのですが、今の話ではそうではないことになります。非常に何か中身が不明瞭な予算に見えてしまうのですが、どうなんですか。

**○国頭分科会長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 私のほうからお答えいたしたいと思います。議員おっしゃるとおりでありまして、約1,290万円が当初の次亜塩素酸噴霧器の予定額といましようか、予算上の内訳額になります。これは不要になりますので、減額補正を考えております。これが一つの答えであります。今、ちょっと事務局のほうで申し上げていたのは、ただそれじゃあいいかという、代わりの措置が必要だろうと、今考えられる代わりの措置というのは、手指の消毒等に使うアルコール消毒液を改めて予算措置して、配備させていただきたいということであります。

したがって、少し問題を整理しますと、今回お願いしているものについては、専決処分措置したものについては約1,290万円の減額を、減額の調整する予算を適切な時期にまた御提案したいと、その際に、併せてその代替措置として、今はアルコール消毒液の調達を考えているということと一緒に話しております。その額等については、実は、御承知かもしれませんが、次亜塩素酸の問題が起きて、今、アルコール消毒液、アルコール系の消毒液がかなり市中に戻ってきておりますけども、再度品薄状態が出てくるんじゃないかということで、私どものほうでも急遽、今調達に向かっておりますけども、まだ具体的な調達額とか時期とかっていうのが、完全に固まり切っていないというようなことがあって、規模感等についてはよく分からないということは今申し上げております。したがって、この予算についての減額ということについては、議員御指摘のとおり1,290万円相当を減額させていただくという整理になると考えております。以上です。

**○国頭分科会長** 土光委員。

**○土光委員** 分かりました。

それから、今日、岡村委員との予算総括質問のやり取りがあったこととかぶることがありますけど、専決処分、5月27日の段階で、この全教室に次亜塩素酸水を購入して配備するというか、ということの、そのときの、その時点のこの事業の決定にあって、一応一言で言うと、岡村委員とのやり取りで、一応判断は妥当なものであったというふうな言われ方をしました。

私はちょっとその辺もう少しお聞きをしたいのですが、27日の段階でこれを購入して

配備するという、特にこれ専決処分したんです。もう緊急にするということですよ。その時点で、この次亜塩素酸水、予算はもう決定して、これスケジュールとしてはどのように、つまり予算が確定すると購入して配備する、これ具体的にどういうスケジュールをこの時点では考えていたのですか。

○国頭分科会長 松田事務局長。

○松田教育委員会事務局長 5月27日に専決処分がなされたところでございますが、早速27日から購入の段取りに入ろうと考えておりましたが、先ほど総務部長が答弁させていただきましてとおり、翌5月28日に独立行政法人製品評価技術基盤機構、ナイトと呼ばれる組織でございますが、そちらのほうから次亜塩素酸水に関しまして、現時点においては有効性が確認されていないことが示されたところでございます。これが翌日でございます。その翌々日には、5月29日でございますが、経済産業省から次亜塩素酸水の空間への噴霧について国際的に確立された評価方法がないということが発表されたことに応じまして、6月1日月曜日になります。購入の中止を決定したというところでございます。

(「導入スケジュール・・・」と声あり)

導入スケジュールにつきましては、6月中の順次配備ということを、534、全数で534台の配置を考えていたというところでございます。

○国頭分科会長 土光委員。

○土光委員 今の中で、いわゆるファクトシートと呼ばれているもの、このナイトの公表、これ29日ですよ、これが正式に出たのは。今28日というふうな、翌日と、つまり27日に専決処分して、翌日にそういった何か見解が出たというふうな答弁でしたけど、29日ですよ。まず、それはちょっと確認です。

○国頭分科会長 松田事務局長。

○松田教育委員会事務局長 先ほど、総務部長答弁のところで御説明させていただいたんですけれども、ナイトからの確認されていないことが示されたのは28日というふうに認識しております。

○国頭分科会長 土光委員。

○土光委員 示されたというのは、これホームページに公表されたという、例えば、私その文書持っているんですけど、日付は5月29日現在ということでこのファクトシート出ています。これホームページから見たものです。そんなにそこは本質的な問題でないんですけど、ちょっと事実関係だけです。

○国頭分科会長 松田事務局長。

○松田教育委員会事務局長 5月29日というところでは、同検討委員会、ナイトの検討委員会のほうですが、検討委員会事務局において、次亜塩素酸水空間噴霧についてファクトシートが公表されたというふうに認識しております。

○国頭分科会長 土光委員。

○土光委員 じゃあ28日には、28日には何が公表されたんですか。

○国頭分科会長 松田事務局長。

○松田教育委員会事務局長 そのナイトにおきまして、次亜塩素酸水が低濃度の次亜塩素酸水の有効性評価の中間報告があったというふうに認識しております。

○国頭分科会長 土光委員。

○**土光委員** その中間報告というのがこのファクトシートのことではないのですか。私は実はそう思ってたんだけど、そういうこと、そうではないんですか。

○**国頭分科会長** 松田事務局長。

○**松田教育委員会事務局長** ちょっと今、手元にちょっと資料がないんですけども、いずれにしても28日、29日に経済産業省及びナイトのほうからそういった資料が出て、それを基に6月1日に購入の中止を考えたというところでございます。

○**国頭分科会長** 土光委員。

○**土光委員** 一応、そういうことにしましょう。私が聞きたいのは、27日専決処分をした、それまでにいろんな必要性、有効性、安全性を判断して、27日に専決処分した。だからその時点では、今言った、ちょっと28か29か分からないけど、ナイトの中間報告が出て、そこでは有効性が確認されていない、だから人体に噴霧するのは、それは勧めないというのがあったという、それは事実経過です。

ただし、私は27日以前の段階でもこの次亜塩素酸水噴霧器の、えっと空中噴霧のことですよ、これは手指を消毒するとかいろんな使い方がありますが、今言ってるのは空中噴霧のことです。これを空中噴霧するという点に関して、有効性とか安全性とか、それが27日以前の段階でも必ずしも有効性は確認されていない、安全性も必ずしも確認されていない、そういった議論はずっと、そういった議論は27日以前でもあったのですが、そういった議論がある中で購入を決定したのが妥当だというふうな見解は、なぜそうなるのですか。何を根拠に妥当だというふうな、つまり29日に初めて有効性とか安全性が疑問符をつくというふうな、ここで言われたわけではないです。ただ、こういう中間報告を29日の段階であって、マスコミにも取り上げて大きく広まりましたけど、それ以前にも、例えばナイト自身も4月の段階で必ずしも有効性は確認されていないという文書はきちんと出しています。これホームページで見ることができます。だから、27日以前でも、この次亜塩素酸水噴霧をすることが本当に有効なのか、それから本当に、これ学校ですから毎日子どもがいる中でそういった噴霧、子どもがその空気を吸うわけですから、それに関して、安全性も問題ないか、そこはきちっと確認をして何らかの根拠があって、確認をしているんだったら妥当だというのは言えると思いますけど、その辺の確認がきちっとやられて、やられないままに購入ということになったのではないんですか。私はそう見えるんですけど。

○**国頭分科会長** 松田事務局長。

○**松田教育委員会事務局長** 繰り返しになるかもしれませんが、当初におきましては、民間試験による安全性、有効性の評価に基づきまして、市の施設に使用したところでございます。それを小・中学校にも拡大して配置しようというふうに考えたところでございます。

○**国頭分科会長** 土光委員。

○**土光委員** 今言われた民間試験での有効性、安全性というのは、これは空中噴霧に関しての民間試験での有効性、安全性ということなんですね。空中噴霧をするということに関して、有効性、安全性が確認されたという民間試験の何らかのデータがあって、それを確認、それを基にということなんですね、そうすると。

○**国頭分科会長** 松田事務局長。

○**松田教育委員会事務局長** 詳しくは今手元にちょっと資料がございませんので、お答えが細部までできるかどうか分かりませんが、当時といたしましては、次亜塩素酸水は安全性、有効性の評価があるというところで導入の判断をしたというものでございます。

○**国頭分科会長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 私のほうからお答えしたいと思います。いわゆる今問題になっております、いわゆる空間噴霧といいましょうか、空中噴霧といいましょうか、これについては、必ずしも確立された安全性評価というのが当時もなかったんだろうというふうに思います。当時、まずこれは市役所で使い始めたわけでありまして、アルコール系の消毒薬が全く調達できないという状況にございました。これもマスクと同様に非常に重要な用品でありましたので、実は手を尽くして調達に向かったわけでありまして、ほぼというか全く手に入らないという状況にございました。このことをまず御理解いただきたいと思います。

その中で、次なる手だてが何かないのかということで探していたところで、いわゆる次亜塩素酸水と呼ばれるものがあり、かつ、これ県内に製造メーカーもあるというようなこともございまして、そこをお話をさせていただいたところ、取りに来るのであればかなりの量を調達させていただけるというようなお約束もいただけたということで、そこからの調達を始めたということになります。当然、いわゆる物品、例えば机とかテーブルとか、そういったものの消毒に使うということもあったわけでありまして、そういった過程の中で、いわゆる何ていうか、加湿器等を使った空間噴霧というものも有効だという話を聞いたものですから、そういったことが有効であるのであれば使ったらどうだろうということで、市役所のほうで窓口のその付近の消毒に有効性があるだろうということで使ったということになります。

ただ、当時も完全に公的なエビデンスが十分にあるわけではないということは、我々も、逆に公的なエビデンスが存在するということを確認したわけではなかったということ、これはその通りであります。ただ一方で、だからそのエビデンスがないから使わないということなのか、それとも、やはり緊急事態の中で、少しでも安全性が高まるということで、そういう期待があるということで我々としてはその選択をしたということになります。同じような選択をされたところが幾つもあったというふうには聞いておりますが、その結果として、そういうその中で本当に有効性があるのかということで、国のほうで公的な試験をされたけども、まだ最終結論は出てないというふうに聞いておりますけども、現在の時点では、特に空間噴霧については国際的に確立された評価方法がないということで、そういう発表がなされたということになります。それで我々のほうも、そういうことであればということで、使用を取りやめるという判断をしたという、こういう経過を御理解いただきたいと思います。

先ほどの答弁で松田局長のほうから御答弁申し上げたのは、そういう経過、状況の中で、学校についても夏の空調と、それから換気というものを併存させるという中での対策として、当時の状況として、その次亜塩素酸水の空間噴霧を考えたということ自体は、そのような状況の中で問題はなかったんじゃないかという、妥当だという答弁はしていませんので、これは申し上げておきますが、問題はなかったんじゃないかということをお答え申し上げます。以上です。

○**国頭分科会長** 土光委員。

○土光委員　じゃあ、今日の岡村委員とのやり取りで、妥当だという表現を、私そういうふう聞いたんですけど、当人松田さんですよ、そう言われませんでしたか。

○国頭分科会長　松田事務局長。

○松田教育委員会事務局長　そういった自体、経済産業省等からの発表等を受けて、噴霧器の使用については慎重を期すことが妥当であると考え、購入を中止したというところで、妥当という言葉を使わせていただいたとどこでございます。

○国頭分科会長　土光委員。

○土光委員　ちょっと正確には私も記憶の範囲で言ってるから、それは置いときます。

だから、私は今回、感染予防に有効だというふうに考えて、専決処分までして、ただし公的機関が有効性、安全性に関してまだ確立されてないという判断を受けて、それを中止した、そういった判断は、それこそ私は妥当だと、それは評価をします。ただ、私が言いたいのは29日以前でもこの、今言ってるの繰り返しますけど、次亜塩素酸水の空中噴霧のことです。それ自体が手指の消毒に有効、そういったことではなくて、空中噴霧をするということに関してかなりいろんなところで、例えば今回の29日のファクトシートでWHOの引用がありますけど、WHO自体はもう5月の段階でそういった文書を出しているわけです。それから、ナイトに関してもそれ以前の段階でこの安全性に関しては、有効性に関しては確立されていない、そういったことはもう言った段階です。気持ちは分かりますというか、エアコン使うのでどうしても窓を閉める場合が多い、だから何らかの有効な感染対策としてできることはしていきたい、有効だと思って可能性があるものはしていきたい。そういう気持ちは分かるんですけど、やはりこれ、これからのこともあると思うので、こういった感染対策云々は、やはりそれなりのエビデンスに基づいてきちっとやっていかなければならないと思います。特に、今回の場合は、教室で毎日子どもがいてこなので、安全性に関してもやはりそれはそれなりの根拠がないと、私はやるべきではないというか、例えば代替措置は無理してでも換気するという方法はあるわけですから、それが安全性も確立された、有効性もある程度確立されたというんだったら分かるけど、決めた時点ではまだいろんな疑問がついてるということで、できることは何でもやろう、有効と可能性があるものはやろうということで1,300万の税金使ってやっていくというのは、私はその判断はこれからの反省材料にしないといけないというふうに思うのですが、いかがですか。

○国頭分科会長　伊澤副市長。

○伊澤副市長　今回のこと、当然、これは改めて申し上げるまでもございませませんが、未知の状況でありますので、十分なエビデンスがない、十分なエビデンスを待つことが可能であったのかどうかということも含めて、今後、今回の経過というものも十分に、いわゆる学習材料といいたいでしょうか、にすべきだという点については、全く私どももそのように思っております。ただ、議員にもお認めいただきましたが、我々は限られた情報や限られた資源の中でできるだけ安全性を求めたということだけは御理解いただきたいと思っております。以上です。

○国頭分科会長　土光委員。

○土光委員　もう一つだけ指摘をしておきたいのですが、27日までの段階で専決処分をした。多分いろんな、民間の何か試験結果はあったんだろうと思います。ただし、WHO

の見解とか、ナイトもいろんな見解、その時点ですべて出ています。やはり当然今回は未知の部分もあるので、それをどう評価してどういうふうにするかというのは非常にいろいろ難しい決断が要しますけど、例えばこの段階で当然、専門家に、いろんな見解があるけど、例えば教室にこういうの配備するのは、専門家に聞くというのは私はすべきことだと、例えば薬剤師会に、薬剤師とか医師とか、そういったことは27日に決定するまでにやられたのですか。

**○国頭分科会長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 一般的な空間噴霧については、学校にということを確認したというわけではなかったんですけども、一般的に空間噴霧というものを、特に、いわゆる学校もそうありますが、その他の施設でもなかなか十分換気が構造上できないようなところも実はありまして、窓を簡単に開けられないようなところとか、それらのところについて、空間噴霧というようなことをやることについてどうだろうかということについて、専門の方に御意見を聞いたことはあります。それに対して専門家の方は、確かにどこまで有効かということは見解分かれるところもあるだろうけども、やらないよりはやったほうがいだろうという御意見でした。以上です。

**○国頭分科会長** 土光委員。

**○土光委員** 最後にします、これは私の聞いている範囲ですけど、例えばこの27日の専決処分、次亜塩素酸水を各教室に配備する。これ翌日の新聞に載りました。そういうことを見て、薬剤師会がこれはおかしいというふうな声を上げたというように、本当に大丈夫なのか、有効性、安全性大丈夫なのか、自分たちに相談もなしにというような言い方は悪いけど、そういった、ある意味は専門家として意見も出ているというふうに私は聞いてますので、やはり今後感染対策を考えるときに、その100%のエビデンスを待ってということだったら、ある意味でなかなかやれることもできないというのは、それは分かります、未知の部分があるけど。でも少なくともその範囲で、その専門家とかきちっと意見を聞いて、それで何をやるか、それは、その中には市民の意見を聞くことも必要だと思います。そういうふうな意思決定の仕方をしていただきたいと思います。以上です。

**○国頭分科会長** 要望ですね。

ほかにありませんか。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** すみません、この事業について、一点お願いをしておきたいと思うんですけども、この次亜塩素酸水の噴霧器を変えることによって、目指しておられるものがアルコールってところに向いていらっしゃるようなんですけれども、その考えは理解しますけれども、今後の学校現場にどのような感染拡大の対策を取っていけるのかというところで、もう少し落ち着いて考えていただきまして、ニュースでは水道の蛇口のところの取っ手の変化であるとか、あと何か行動の変化のときにいきなりアルコールによる消毒に向かう前にうがい、手洗いというのが基本に入ってくると思います。その辺りにどのような対策が取っていけるのかということも含めて御検討いただいて、減額措置なり、また違った形の予算執行なりっていうのも可能じゃないかなと思いますので、その辺りはお願いをしておきたいと思います。

**○国頭分科会長** 要望でよろしいですね。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭分科会長** 12時になりましたけど、続けてよろしいでしょうか、よろしいですか。

次に、議案第57号、令和2年度米子市一般会計補正予算（補正第4回）のうち教育委員会所管部分を議題といたします。

当局の説明を求めます。

松田事務局長。

**○松田教育委員会事務局長** 議案第57号、令和2年度米子市一般会計補正予算（補正第4回）のうち教育委員会所管部分について御説明をさせていただきます。

歳出予算の事業の概要で説明させていただきます。それでは、事業の概要の3ページ目をお開きくださいませ。下の段、公民館運営費でございます。公民館での地域活動を継続するため、感染症防止対策として必要な物品を購入等するものでございます。

内容といたしましては、感染症防止対策として非接触型体温計等の購入、換気対策として、網戸等の整備を行うものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

**○国頭分科会長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見をお願いいたします。ありませんか。

ないようですので、予算決算民生教育分科会を暫時休憩いたします。

執行部の皆さんは退席をお願いいたします。

**午後0時01分 休憩**

**午後0時02分 再開**

**○国頭分科会長** 予算決算委員会民生教育分科会を再開いたします。

分科会長報告のための意見の取りまとめを行いたいと思いますが、意見ございましたら発言をお願いいたします。

土光委員。

**○土光委員** 今回の次亜塩素酸水噴霧器の導入するに至るいろんな判断の仕方、決定の仕方、それはやはりそれなりの反省点があるのではないかと指摘をしたいと思います。

それから、学校の感染対策で、これは矢田貝委員が言われたことだけど、もっと全般的に、本当に必要なものというのをきちっと考えて、今後学校の感染対策というのを考えていってほしいという、その2点を指摘するのはいかがでしょうか。

**○国頭分科会長** ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

ただいま土光委員からこういった次亜塩素酸水等の導入については慎重にという、いろんな検証を基にしてもらいたい、今後はしてもらいたいということと、それから減額になった分、矢田貝委員の発言された今後減額になった分、また慎重にその分を考えながら対応していただきたいというようなことを分科会長指摘ということで言われたんですけど、その形でよろしいでしょうか。

岡田委員。

**○岡田委員** 言われることはよく分かりますけれども、先ほど副市長も言われましたけれども、なかなかその様々な内容の中で、全てが確定的にできない中でもやはりスピード感を持ってある程度対応しないといけない、今、国で行われているこの新型コロナウイルス

に関する薬の承認に関して言っても、いわゆるある程度のところでスピード感を持ってやっているとということが現実にありますので、確かにこの、今回の次亜塩素酸水の決定的なその効果はないということが最終的には一つの結論として出たわけではありますけれども、その過程の中で、やはりある程度安全を確保していかなきゃならないという学校現場の考えの中で、ある一定の結論を下しながら物事を進めていくということは当然ではありますけれども、結果的にこういうことを招くことはあるんだろうと思うんですけれども、やはり100%を待っているとなかなか物事の結論が出せないということもあると思いますんで、その辺りは、その教育委員会の判断というところも尊重することを踏まえながら、指摘をするという形をしていただきたい。指摘をするのであればですね、ということをお願いしておきたいと思います。

**○国頭分科会長** 岡田委員から話がありました。

土光委員。

**○土光委員** 私が言いたいのは、当然スピード感を持ってしないといけないと思います。そのために、だからこそきちっと情報を集めて、専門家の意見聞いて、市民の意見も聞いて、そういったことをちゃんとやってすべきだとか、何か何となく雰囲気何かやるというのは、私は結果的に良くない事態を招くと思うので、スピード感を持ってというのはその通りなので、だからこそそういった情報、これ以前でも、5月27日決定以前でも、いろんな安全性、有効性に対する疑問は公的機関でもあったので、そういったことをきちっと情報を集めて判断をするというそういう手順は、スピード感を持ってやってもらいたいからこそやるべきだというのが私の言いたいことです。

**○国頭分科会長** 岡田委員。

**○岡田委員** 現実問題として、こういう人類が初めて体験するような中で、物事を決定していくというのは、当然ですけれども、全てのことを待ってたら、いわゆる結論を下すのが遅くなるということは現実にあるんだろうと思いますし、今行われている薬に関する承認に関しても、そういう手続の中で、今、国、国とか世界的には行われています。本来取るべき手続を少し端折ってでも、早く結論を出していくというようなことも行われていますので、私はこういう事態の中では、確かに最善のいろんなものを集めてより正確な結論を出していくということと、やはりスピード感ということ、一種二律背反する物事をどこかで結論づけていくということとやはり施策っていうのは進めていくべきだろうと思いますんで、全てを100%結果を待っていたら、やはりスピード感というのはどうしても遅くなっていくと思いますんで、私は確実性を求めながらも、今回結論を要は下していく、100%ではなかったかもしれませんが、やはり僕は結論を下していかれたという、一種勇気のある作業だろうと思うんですけれども、そういうことは評価をしたいというふうに思っておりますんで、土光委員が言われるように、より慎重に子どもに対することでもありますんで、多くの知見を集めて判断を下していくという作業も当然必要だっただろうとは思ってますけれども、やはりこういう事態ではありましたので、結果的には安全性が担保できなかったってことはありますけれども、私は教育委員会なりに御判断をされたことだという部分のことに対しては、僕はきちっと敬意を払った上での指摘にしたいというふうに思います。

**○国頭分科会長** そうしますと、岡田委員、今言われたスピーディさと同時に、今回の件



は早くされたということで評価するとともに、土光委員の指摘される慎重さというものも今後同時にということを含めた指摘にさせていただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○国頭分科会長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** ある程度そこは受け入れて評価するということは、先ほどの委員会の中では出ていないと思います、言葉的に。ですので、私は土光委員がたくさん指摘をされて、当局のこの事業に向かわれた姿勢っていうところ、時系列でいろいろと確認をされましたけれども、その中のやり取りで出てきたところでは、私は岡田委員の言われるところがすごく大事だと思ひまして、責め立てるというよりは、この中で辛うじて予算執行の前に世の中の空気の中に乗ることかできて、米子市が前向きにいろんな対策を取ろうとしたところは理解していると思うんですね、みんなが。その中で、今後いろいろな施策を判断するときに、今回のこういった減額っていうことになったというところを生かしていただきたいというような言い方にとどめることしかできないんじゃないかなと思ひておひまして、もし委員会の報告の中で入れていく中で、原案つくっていただくと思ひますけれども、その辺は岡田委員と同じ思ひで、慎重な言い回しっていうのが大事になってくるかなと思ひますけれども、一言言わせていただきました。

**○国頭分科会長** そうですね、岡田委員が言われた評価するっていう、矢田貝委員言われた評価するっていう、委員会の中では出てなかったのも、その辺りも含めて、文案をまとめさせていただくっていうことで。そしたら、よろしいでしょうか。どうでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○国頭分科会長** いいでしょうか。

そうしましたら、また委員の皆様には見ていただきたいと思ひます。

それでは、以上で予算決算委員会民生教育分科会を閉会いたします。

**午後0時11分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

予算決算委員会民生教育分科会長 国 頭 靖